

審議会等会議録

審議会等の名称	第12回 山口市すこやか長寿対策審議会 第11回 山口市地域包括支援センター運営協議会
開催日時	令和6年8月22日（木曜日） 14:00～15:45
開催場所	KKRあさくら 扇翠の間
公開・部分公開の区分	公開
出席者	草平武志委員、伊勢嶋英子委員、郭泰植委員、市川洋一郎委員、岡幸夫委員、田邊亮委員、安元重実様（戸井正樹委員代理）、大田修三委員、小迫幸恵委員、落合教子委員、高山直美委員、上野綾乃委員、橘康彦委員、江藤寛二委員、松井康博委員、佐々木奉文委員、刈屋みゆき委員、佐分利隆委員、阿部和雄委員、早川美也子委員、野田良輔委員、大窪正行委員（22名）（敬称略、順不同）
欠席者	原野大助委員、山根良夫委員、富田知栄子委員
事務局	健康福祉部長、健康福祉次長、高齢福祉課長、健康増進課長兼保健センター所長、指導監査課長、介護保険課長、 高齢福祉課包括支援担当副参事兼基幹型地域包括支援センター所長、 高齢福祉課主幹3名、同副主幹1名、同主査1名、健康増進課主幹、 政策管理室室長補佐、介護保険課主幹2名、同主事1名（17名）
議題	「山口市すこやか長寿対策審議会」関係 議題1 「第九次山口市高齢者保健福祉計画」及び「第八次山口市介護保険事業計画」の実績報告 報告1 令和6年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援交付金 「山口市地域包括支援センター運営協議会」関係 議題2 令和5年度山口市地域包括支援センター事業報告 議題3 令和5年度山口市地域包括支援センター収支決算 議題4 山口市地域包括支援センターの事業評価方針 議題5 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化に係る条例の一部改正

内容	※要点筆記 次第に基づき以下のとおり進められた。 1. 開会 (1) 新任委員紹介 (2) 会議次第の説明 —会長により議事進行— 【事務局】 会議の情報公開の取り扱いについて原則公開、希望者には傍聴を認めることとし、議事録については要旨のみの記載とし、発言者の実名を伏せた上で公開することを提案 →了承 —以下、会長、委員、事務局の発言要旨— 2. 議事 「山口市すこやか長寿対策審議会」関係 議題1 『「第九次山口市高齢者保健福祉計画」及び「第八次山口市介護保険事業計画」の実績報告』 【会長】 議題1 『「第九次山口市高齢者保健福祉計画」及び「第八次山口市介護保険事業計画」の実績報告』について、事務局の説明を求める。 【事務局】 資料1－1、資料1－2を用いて説明。 【会長】 議題1 『「第九次山口市高齢者保健福祉計画」及び「第八次山口市介護保険事業計画」の実績報告』について、委員に質問や意見を求める。 【A委員】 資料1－2の54ページと58ページで記載のある認知症対応型通所介護の定員変更について、ハートハウス大歳脳活性リハビリが2段記載があり、片方の定員変更が+12、もう一つは-12であるが、詳しい説明をお願いしたい。 【事務局】 同じ年度に一度ユニットが増加し、その後同一年度内に減少し、プラスマイナス0となり、届出が出た順にそのまま記載をした。
----	--

【A 委員】

承知した。

【会長】

資料 1－1 の 16 ページ記載の虐待を受けた高齢者が安定した生活に移行できた割合が、令和 5 年度が著しく下落しているが、各エリアの状況を分析したうえで、体制に課題があるのであれば、改善が必要なのではないか。

【事務局】

原因については、大変複雑であるが、支援の姿勢としては生命を守るための取り組みは必要であるため、高齢者の権利を守りながら高齢者と養護者の関係性を保っていけるような支援ができればいいと考えている。少し時間をかけてしっかり支援していきたい。

【B 委員】

資料 1－2 の 54 ページについて、先ほど A 委員が指摘されたように定員変更が 1 年に増加した後に同じ数減少したことについて、どのようなことがあったのか気になる。また、その変更によってサービスを受ける側に影響はないのか。

【事務局】

利用者が減少しサービスの提供が保てなくなったというような理由で定員変更が起きた。サービス利用者が困るということはないとは聞いている。

【B 委員】

承知した。提供体制として、人材確保ができないためにやむを得ず定員変更せざるを得なかったというわけではないという理解でよろしいか。

【事務局】

その通りだ。人材不足というよりも利用者の減少に伴い、定員を減らしたり廃止を行うということがあったと聞いている。

【C 委員】

資料 1－2 の 57 ページの介護サービスに関して見てみると施設サービスは増えていない。在宅から言えば、認知症のデイサービスとかではなくて、もう家では難しいから施設に入るのではなく、早めに有料老人ホームで入居サービスを利用するという方の割合が増えているという印象を受けたがどうなのか。

【事務局】

確かに施設への入所が横ばい、あるいはそんなに増えていないという現状がある。その原因として、コロナの影響により、入居すると面会が難しいこともあり、在宅サービ

スを利用したいという本人とその家族の意向を反映している結果ではないだろうか。ただ、有料老人ホームやサ高住との関係といった詳細な分析は出来ていないため、ご指摘の点も踏まえながらこれから検討していきたい。

報告 1 「令和 6 年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金」

【会長】

報告 1 「令和 6 年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金」について、事務局の説明を求める。

【事務局】

資料 2 を用いて説明。

【会長】

報告 1 「令和 6 年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金」について、委員に意見や質問を求める。

【D 委員】

交付金の令和 6 年度の評価ランクが全国の第一号被保険者証数が同規模の保険者の中で 5 位という高い水準にあり、保険料の抑制につながるためありがたく感じている。その中で課題は介護人材だということが見えてきた。目標Ⅲに介護人材の確保が掲げられているが、介護人材はどれほど不足していると認識されているか。そしてどれほど確保しようとしているのか。

また、4 ページの下から 3 段目の「生活支援コーディネーター数」は専従でないため得点とならなかったとの記載があるが、その理由は介護人材不足であるためか。

【事務局】

介護人材の不足に関しては、「第九次山口市介護保険事業計画」の 28 ページに掲載しているとおり、県において約 2400 人の介護人材が不足すると見込まれているが、市においては実際にどれほど不足するか、どれほど増えれば良いかということに関しては把握できていない。

生活支援コーディネーターが専従ではないということに関しては、以前は認知症地域支援推進委員と生活支援コーディネーターの兼務を行っていた時期があったが、現在はそれらはそれぞれに配置している。しかし、生活支援コーディネーターの業務に完全に専従しているといえるほどの業務の整備は出来ておらず得点とならなかったものである。

【E 委員】

介護人材に関して、ある保険会社がインドで介護教育を行うと新聞で掲載があり、介護人材の確保は人材の多いところで研修を行い確保するという流れが進んでいるという

ことを新聞で見て驚いた。

【事務局】

介護人材の確保が喫緊の課題であることは市としても感じている。確かに外国人で人材を確保するという視点もあるが、山口市としては、計画に基づいて今年度の予算で拡充をしつつ取り組んでいる。

まず、介護職の魅力向上のため介護職の理解・促進を目的に小中学生を対象に出前・体験授業をしている。人材の確保・定着促進については、介護福祉士の資格の取得について令和3年度から補助金を出しており、今年度からは主任介護支援専門員の資格の取得・更新への補助に補助金の範囲を拡大している。ほかにも潜在的な介護人材に対して研修を行い、そのような人材が山口市にどれほどいるのかを把握したり、実際に介護職へ就労してもらうには何が必要であるかということを調査したいと考えている。

介護職の生産性の向上については、デジタル化や介護予防事業について取り組みたいと考えている。

【B委員】

これらの交付金に関して、山口県は評価が非常に高く、評価が高いところほど国からの交付額が増加するという理解している。交付金の使い道について、先ほど介護人材の確保・育成や保険料の調整に使いたいといった話があったが、すでに歳出予算は編成しているのか。それとも補正予算で対応するのか。また、どれほどの金額を介護人材の確保に使用するのか、現時点で分かっている範囲で教えていただきたい。

【事務局】

この交付金は、令和4年度と令和5年度に取り組んだものについて、昨年度国に報告し、その評価を昨年度末に受けた。そのため、当初予算に組み込まれている。また、介護人材に関して、全体で650万円ほど予算を組んでいる。主任介護支援専門員の補助員は交付金には該当しないため、それを除いた金額を充当する予定である。

「山口市地域包括支援センター運営協議会」関係

議題2 「令和5年度山口市地域包括支援センター事業報告」

議題3 「令和5年度山口市地域包括支援センター収支決算」

【会長】

議題2「令和5年度山口市地域包括支援センター事業報告」、議題3「令和5年度山口市地域包括支援センター収支決算」について事務局の一括での説明を求める。

【事務局】

資料3、資料4を用いて説明

【会長】

議題2「令和5年度山口市地域包括支援センター事業報告」、議題3「令和5年度山口市地域包括支援センター収支決算」について委員に質問や意見を求める。

【B委員】

資料4の2ページについて、中央地域包括支援センターと鴻南地域包括支援センターを比べた際に、職員数は合計12名ずつで変わらないが鴻南地域包括支援センターは嘱託職員が2名となっており、体制として弱いのではないかと。また、委託料を含めた歳入額が7500万円余りとなっているのに対し、後者は5700万円余りとなっており、金額的にも後者が少ないという点が気になるため、こういった基準でこのような違いが生じているのか教えていただきたい。

【事務局】

委託料の金額については、それぞれの法人に交付金の予算に合わせた形での見積もりを提出していただき、それに合わせてお支払いをしている。人員については、基本的には常勤職員の配置をお願いしているが、嘱託職員か正規職員かどうかについて指定まで行っていないため、法人の配置状況によることは否定はできない。

【F委員】

資料3の3ページの高齢者虐待対応状況の通報件数について、虐待防止法上では、養護者と養介護施設従事者等という二つのくくりになっているが、ウの①では、養介護者と施設介護従事者の二つに分類されており、虐待防止法の表記に揃えた方がよいのではないかと。また、③の対応状況についてすべて足すと14件であるが、②の虐待と認定した件数と一致しないのは施設介護従事者等によるものが表に反映されていないためであるのか。

【事務局】

標記については、高齢者虐待防止法に揃え、資料の作成については精査して示すように努める。②の合計数と③の合計数が一致しないことについては、お見込みの通りである。

議題4 「山口市地域包括支援センターの事業評価方針」

【会長】

議題4「山口市地域包括支援センターの事業評価方針」について、事務局の説明を求める。

【事務局】

資料5を用いて説明。

【会長】

議題4「山口市地域包括支援センターの事業評価方針」について委員に質問や意見を求める。

－質疑なし－

議題5 「地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化に係る条例の一部改正」

【会長】

議題5「地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化に係る条例の一部改正」について、事務局の説明を求める。

【事務局】

資料6を用いて説明。

【会長】

議題5「地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化に係る条例の一部改正」について委員に質問や意見を求める。

【D委員】

地域包括支援センターに配置すべき人員の数について、基準を緩和することで、配置が進まなくなる要因となることを恐れている。議会の議決事項であるため、次の議会で提案する予定でしょうか。

【事務局】

国が示した資料に従い、介護保険法の改正に伴う条例の改正を行うよう、国からの通知があるため、条例の改正は国のルールに則り行うものである。

－議事終了－

3.その他

【事務局】

次回審議会について説明

－会議終了－

資料	(資料1-1) 「第九次山口市高齢者保健福祉計画」及び「第八次山口市介護保険事業計画」の施策評価 (資料1-2) 「第九次山口市高齢者保健福祉計画」及び「第八次山口市介護保険事業計画」の実績報告 (資料2) 令和6年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金 (資料3) 令和5年度山口市地域包括支援センター事業報告 (資料4) 令和5年度山口市地域包括支援センター収支決算 (資料5) 山口市地域包括支援センターの事業評価方針 (資料6) 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化に係る条例の一部改正
問い合わせ先	健康福祉部 介護保険課 管理担当 TEL 083-934-2805